

保育環境改善及び民間移管計画（案）

1 事業の目的

「公立保育所の今後の基本的方向」に基づく短期計画については、保育環境の改善、待機児童の解消、多様化する保育ニーズへの適切な対応、より効率的な保育所運営を行うことを目的に、プレハブ造りの保育所及び鉄筋コンクリート造りの保育所の民間移管（以下「移管」という。）を計画的に推進するとともに子どもを生み育てやすい環境の創出を図る。

2 事業の概要

(1) 公立保育所の移管

ア 必要とする公立保育所以外のプレハブ保育所については、市が指定する用地に民間社会福祉法人が保育所を建替え又は市が指定する施設を保育所に改修したうえ、建替え等対象保育所の保育事業を引継いで運営する。

(ア) 建替え等対象保育所

| 平成 21 年度 | 平成 22 年度以降 | |
|----------|----------------|-------|
| 今福保育所 | 元浜保育所 富松保育所 | 七松保育所 |

用地や施設の確保など建替え等に伴う条件が整った保育所から順次、手がけていくことを基本とする。

(イ) 用地等

本事業に伴う用地は無償貸与、市が指定する施設は無償譲渡とする。

イ 平成 21 年度～平成 24 年度の 4 ヶ年で 7 箇所の鉄筋コンクリート造りの公立保育所を、原則、建築年度の古い順から民間社会福祉法人へ移管していく。

(ア) 移管対象保育所及び移管年度

| 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 大島保育所 | 長洲保育所 | 立花保育所 | 道意保育所 |
| - | 立花南保育所 | 浜保育所 | 尾浜保育所 |

(イ) 移管の方法

土地は無償貸与、建物及び保育用備品等は無償譲渡とする。

(ウ) 0歳児保育の実施に伴う施設改修を市において行う。(沐浴室及び調乳室)

(エ) 良好な保育環境の改善を図るため、移管後、民間社会福祉法人は保護者等の意見を反映しながら施設改修を行う。

なお、当該施設改修に係る経費に対しては一定の補助を行う。

(2) 移管する保育所の機能等の拡充

| 区 分 | プレハブ | 鉄 筋 |
|-----------|--------------|--------------|
| 環境改善の方法 | 建替え | 改修 |
| 待機児童の解消 | 北部は必要に応じて定員増 | 北部は必要に応じて定員増 |
| 保育ニーズへの対応 | 0歳児保育の実施 | 0歳児保育の実施 |
| | 一時保育 | 一時保育（可能な限り） |
| | 育児相談 | 育児相談 |
| | 障害児保育 | 障害児保育 |
| | 延長保育 | 延長保育 |

(3) 必要と考える公立保育所の充実

ア 保育環境改善の実施

建替えの条件が整ったプレハブ保育所については保育環境改善を図っていく。

イ 地域における子育て支援の検討

今後は、子どものすこやかな成長の基盤である家庭での子育てをより一層支援していくため、地域における子育て支援の充実を図る役割を果たす方策及び採算性の観点などから民間では実施が困難な保育サービスの実施について検討していく。

3 経費効果見込(平成17年度決算ベースによる試算)

平成24年度まで (累計) 約13億4千万円

以 上